

静岡県告示第39号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	牧之原市東萩間字大倉1196番の9から 牧之原市東萩間字大倉1206番の11まで	令和元年5月21日 正午